

追い抜かれてない？  
あなたの時給



今すぐ裏面をチェック！▶

クラシノ  
ソコアゲ  
応援団！  
RENGOキャンペーン  
一人ひとりが主役です。

2019年  
10月1日 から

徳島県 の

地域別最低賃金は  
— minimum wage —

793 時給 円

午後10時～午前5時に  
勤務する場合  
深夜割増25%を加算

991 時給 円

深夜 時間外 休日 に働くと、割増賃金が適用される場合があります。  
詳しくは、連合へご相談ください

最低賃金は、  
国が法に基づいて定める  
賃金の最低額です。

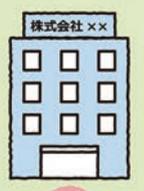
下回ったら法律違反！

会社には、最低賃金以上の賃金を支払う  
義務があります。  
この額を下回ると法律違反となり、労働  
者は差額を請求することができます。



都道府県ごとに  
毎年見直し！

派遣先の  
最低賃金を適用！



派遣で働く方には、派遣元  
ではなく、派遣先の地域の  
最低賃金が適用されます。



派遣先  
派遣元

業種によってはより高い  
最低賃金が適用される場合も！

『あれ？』と思ったら「なんでも労働相談ダイヤル」へ



い こう よ れん ご う に  
0120-154-052

祝祭日を除く  
平日9:00～17:00  
受付中

# あなたの給料が 最低賃金に 追い抜かれていないか

# チェック!!



## 1 確認

### 給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

**対象** 基本給 + 諸手当※  
※精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

**対象でない** ・ボーナス ・残業代 ・精皆勤手当  
・通勤手当 ・家族手当 ・その他臨時の手当

## 2 比較

### 1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

**時給の人** 時給額 そのままでOK!

**日給の人** 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

**週給の人** 週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

**月給の人** 月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

**歩合給の人** 連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください

## 3 相談

### 自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。

「最低賃金よりも低い!?」「おかしいな?」と思ったら  
なんでも労働相談ダイヤルへ!

いごうよれんごうに  
 0120-154-052

連合公式  
Facebook

